

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>路線名</p>	<p>松伏春日部関宿線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北葛飾郡松伏町大字金杉字稻荷五四六番二地先から同郡同町大字築比地字野銭二八番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十四日</p>
<p>備考</p>	<p>令和五年三月二十四日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長六五五・五〇メートル</p>